

平成17年3月30日

各位

会社名 アサヒビール株式会社
代表者名 代表取締役社長 池田 弘一
(コード番号2502 東証・大証 各市場第1部)
問合せ先 広報部長 古田土 俊男
(TEL.03-5608-5126)

取締役、監査役及び執行役員に対する新株予約権の発行要領等に関するお知らせ
(商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権の発行要領等)

当社は平成17年3月30日開催の第81回定時株主総会において、取締役、監査役及び執行役員に対し商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づいてストックオプションとして新株予約権を発行する議案が承認可決され、さらに、同総会終了後、同日開催の取締役会において、新株予約権の発行を決議いたしました。更にストックオプションとしての新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額につき、確定致しましたので、今回の新株予約権発行の要領等を、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権割当の対象者

平成17年3月30日開催の当社第81回定時株主総会終結の時をもって在籍する取締役 福地茂雄、池田弘一、後藤義弘、岡田正昭、大原清明、西野伊史、泉谷直木、川村光、山口信夫、岡本行夫、野中ともよ、同総会終結の時をもって在籍する監査役 西川菅雄、藤田博、櫻井孝穎、中村直人、石崎忠司及び平成17年3月30日開催の取締役会終結の時をもって在籍する執行役員 藏口勝、高橋正哲、大澤正彦、石橋英行、岩崎次弥、佐々木修、亀野正徳、富永寿郎、吉岡信一、石井敏史、富田義人、本山和夫、二宮裕次、松延章、高橋成公、三谷昌、名倉伸郎、三宅雅人、山崎史雄、羽田茂、岩上伸、仁平進、高橋修、戸倉政雄、小井薫、川面克行、杉浦誠、谷口憲二、神津和民

2. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

取締役、監査役及び執行役員の報酬体系において、株価を反映するストックオプション制度を実施することにより、株主重視の経営を高めるとともに、経営の健全性を一層推進していくため。

3. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式600,000株。

尚、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

但し(4)の規定に従い行使価額(4)により定義される。)が調整されたときは、次の算式により目的たる株式数を調整する。なお、調整前行使価額は(4)に定める行使価額調整式(以下「行使価額調整式」という。)による調整前行使価額を意味し、調整後行使価額は同調整式による調整後行使価額を意味する。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

なお、各対象者に付与された新株予約権の目的たる株式数の調整は、当該調整を行う時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の数

6,000個。(新株予約権1個につき普通株式100株。但し、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額及び発行日

無償とし、平成17年3月30日に発行する。

(4) 新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

新株予約権1個当たり137,400円。

(但し、1株当たり1,374円(「行使価額」という。))

なお、株式の分割及び時価を下回る価額で新株を発行する場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)、自己株式の処分をする場合、又は時価を下回る価額をもって当社の株式を取得することができる新株予約権もしくはかかる新株予約権が付された証券を発行するときは、次の算式(以下、「行使価額調整式」という。)により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{1株当たりの行使価額}}{\text{分割・新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{分割・新株発行による増加株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新株発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株当たりの行使価額」を「1株当たりの処分金額」に、「分割・新株発行前の株価」を「処分前の株価」に、それぞれ読み替えるものとし、以下本条において必要に応じて同様の読み替えを行うものとする。行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額の差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を適用する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年3月30日から平成27年3月29日まで

(6) 新株予約権行使の条件

- ・新株予約権の割当を受けた者は、当社の取締役、監査役または執行役員の地位を失ったのちも新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。
- ・また、新株予約権の割当を受けた者が権利行使期間開始後死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約に定めるところにより権利を行使することができる。
- ・特別な理由により解任された場合には権利は消滅する。(辞任又は任期満了を除く)
- ・その他、権利行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却

新株予約権者が(6)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は、当該新株予約権者に付与された新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

前号以外の新株予約権の譲渡その他の処分に関する制限は、当社と個別の新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約において規定する。

(9) 株式交換及び株式移転時の取扱い

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い、新株予約権に係る義務が当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社に承継された場合においては、承継される新株予約権の内容の決定の方針は次のとおりとする。

目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき金額(権利行使価額)

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。

調整後の1円未満の端数は切り上げる。

権利行使期間、その他の権利行使の条件、消却事由等

株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。

取締役会による譲渡制限について

新株予約権の譲渡について、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(10) 新株予約権の行使により発行する新株の発行価額中、資本に組み入れない額

1株につき687円。また、発行価額が調整された場合の資本に組み入れない額は、調整後の発行価額の2分の1とする。なお、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。

(11) 配当金の支払い

新株予約権の行使により対象者が取得する当社の株式に対する最初の利益配当金は、当該新株予約権行使がなされたときの属する営業年度の初めにおいて新株予約権行使の効力が生じたものとみなして支払う。但し当社が定款に規定する中間配当を行う場合には、当該新株予約権の行使が1月1日から6月30日までになされたときには1月1日に、7月1日から12月31日までになされたときには7月1日に、それぞれ新株予約権行使の効力が生じたものとみなして支払う。

(12) その他

新株予約権者は本新株予約権の譲渡、担保権設定、その他一切の処分をなすことができない。

権利行使期間の始期までに新株予約権者が死亡した場合、会社は新株予約権を消却し、相続人が新株予約権を相続することはできない。

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限りこれを発行する。

以 上